

## 私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け25文科初第1446号通知）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の事務処理について（平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知）に基づき、学校設置者が行う授業料債権の弁済に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (交付の対象及び交付の額)

第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等の生徒等であって、次の各号のいずれにも該当する者で、私立高等学校等学び直し支援補助金（以下「学び直し支援補助金」という。）の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者（この条において「受給権者」という。）の授業料に係る債権の弁済に充てるために必要な経費について、受給権者に代わって学び直し支援補助金を受領する学校設置者に対して交付する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 岩手県内の私立の高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けている学校に在学している者
- (3) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (5) 平成26年4月1日以後に法第2条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金（この条において「就学支援金」という。）に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (6) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- (7) 学び直し支援補助金の支給を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。第4項において「令」という。）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）以上受けていない者
- (8) 学び直し支援補助金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制

高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援補助金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者  
(9) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

- 2 前項第4号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超えるものについては適用しない。
- 3 学び直し支援補助金は、受給権者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。
- 4 支給対象高等学校等が令第4条第1項に定める高等学校等である受給権者であつて、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して交付される学び直し支援補助金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。
- 5 交付の額は、前2項に定める学び直し支援補助金の額とする。

（交付の申請）

第3条 学び直し支援補助金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、様式第1号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

- 第4条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は、様式第2号による交付決定指令書により学校設置者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第5条 前条第1項の決定を受けた学校設置者は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、学び直し支援補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から20日以内に交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

（交付の変更）

第6条 学校設置者は、第4条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付の変更を承認するときは、様式第4号による変更交付決定指令書により、学校設置者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

(支給の中止又は廃止)

第7条 学校設置者は、交付の対象である学び直し支援補助金の受領を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(立入検査等)

第8条 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その学校等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第9条 学校設置者は、交付の対象である学び直し支援補助金の受領が完了したときは、その日（第7条の規定による廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認の日）から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書その他の書類（次条において報告書等という。）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第10条 知事は、報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る学び直し支援補助金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援補助金の額を確定し、様式第7号による確定通知書により学校設置者に通知するものとする。

- 2 知事は、学校設置者に交付すべき学び直し支援補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える学び直し支援補助金が交付されているときは、学校設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第4条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 学校設置者が、法令、本要綱、学び直し支援補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 学校設置者が、学び直し支援補助金をその目的以外の用途に使用した場合
  - (3) 学校設置者が、学び直し支援補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援補助金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し、又は変更し、前項の規定による学び直し支援補助金の返還を命ずる場合には、学校設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援補助金を学校設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき学び直し支援補助金を学校設置者が納付する日までの期間に応じ、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定に基づく学び直し支援補助金の返還については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(学び直し支援補助金の経理)

- 第12条 学校設置者は、学び直し支援補助金の経理についての帳簿を備え、学び直し支援補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、学び直し支援補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を学び直し支援補助金の交付の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

- 第13条 学校設置者は、学び直し支援補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱の規定は、平成27

年度以降の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年4月16日一部改正）

（施行期日）

第1条 この要綱は令和2年4月16日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

（経過措置）

第2条 この要綱の施行の日前から学び直し支援補助金の受給資格の認定を受けている者については、第2条第1項第7号及び第8号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附 則（令和3年4月15日一部改正）

第1条 この要綱は令和3年4月15日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

（生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める支給対象高等学校等の支給限度額に係る単位の特例）

第2条 令和3年4月分から令和5年3月分までの学び直し支援金の支給限度額の算定にあたっては、別表中「通算74、年間30単位まで」とあるのを「通算74単位まで」と読み替えるものとする。

(別表)

		私立	
		定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 定時制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
特別支援学校 高等部	支給限度額	9,900 円/月	—
	加算額	14,850 円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	支給限度額	9,900 円/月	—
	加算額	14,850 円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	—
	加算額	14,850 円/月	—